

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 指定納付受託者の指定【市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課】

2

◇ 公 告

- 地籍調査の地図及び簿冊の閲覧【建設局総務用地部総務課】

3

- 委託契約に係る一般競争入札の公告【消防局救急部救急課】

4

◇ 雑 報

- 北九州高速道路に係る料金及び料金の徴収期間の変更【福岡北九州高速道路公社総務部総務課】

7

北九州市告示第52号

各区役所市民課等の窓口における証明書発行手数料等の納付について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定による指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月7日

北九州市長 武内和久

指定納付受託者		指定をした日	指定期間
名称	住所		
Jペイメントサービス株式会社	福岡市博多区博多駅前四丁目3番18号	令和5年3月1日	令和5年3月1日から同月31日まで

北九州市公告第 1 4 9 号

国土調査法（昭和 2 6 年法律第 1 8 0 号）による地籍調査の結果に基づいて地図及び簿冊を作成したので、同法第 1 7 条第 1 項の規定により公告し、当該地図及び簿冊を次のとおり一般の閲覧に供する。

令和 5 年 3 月 7 日

北九州市長 武 内 和 久

1 地図及び簿冊の名称

（ 1 ） 北九州市小倉南区湯川一丁目、湯川二丁目、湯川三丁目及び大字湯川の各一部の地図及び簿冊

（ 2 ） 北九州市八幡西区御開一丁目、御開二丁目、御開三丁目、御開四丁目及び大字本城の各一部の地図及び簿冊

2 地図は令和 3 年度中に測量して作成し、簿冊は令和 4 年 3 月 3 1 日現在の状況により調査して作成したものである。

3 閲覧期間

令和 5 年 3 月 7 日から同月 2 7 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 9 時から午後 4 時 3 0 分まで

4 閲覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市建設局総務用地部総務課地籍係

5 訂正の申出

地図及び簿冊に測量又は調査上の誤り等があると認める者は、閲覧期間内に、市長に対して、訂正を申し出ることができる。

誤り等の訂正の申出をするときは、その旨を記載した書面を提出すること

。

誤り等の訂正の申出書の用紙は、閲覧場所に備えている。

北九州市公告第150号

一般競争入札により、委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和5年3月7日

北九州市長 武内和久

1 委託内容

- (1) 業務名 令和5年度救急資器材管理供給業務委託
- (2) 業務内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期限 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- (4) 履行場所 北九州市の指定する場所
- (5) 入札方法

ア 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。）を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 電送及び郵送による入札は、認めない。

ウ 開札の結果、予定価格の制限範囲内での入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。

エ 入札執行回数は、2回を限度とする。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条の高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可を受けている者であること。
- (5) 物流管理システムを用いた資器材の管理供給業務について、非常駐

型での実績を有していること。

(6) 物流管理システムを用いた資器材の管理供給業務を行うための倉庫を北九州市内に有していること。

3 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区大手町3番9号
北九州市消防局救急部救急課

イ 期間 この公告の日から令和5年3月22日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 入札関係資料の交付方法 前号の場所及び期間において無償で交付する。電子メールでの交付依頼も受け付ける。

(3) 入札説明会

ア 日時 令和5年3月14日午前11時

イ 場所 北九州市小倉北区大手町3番9号
北九州市消防局庁舎2階 災害対策本部室

(4) 入札に参加するための要件等

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、所定の期日までに入札参加申込みを行い、入札参加者としての資格を有するか否かについて審査を受けなければならない。

イ 入札参加申込みは、所定の様式を持参し、又は郵送することにより行わなければならない。

ウ この一般競争入札に参加を希望する者は、前号の入札説明会に参加しなければならない。

エ 入札参加資格の確認結果は、令和5年3月23日午後4時までに通知する。

(5) 入札申込書を提出する場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区大手町3番9号
北九州市消防局救急部救急課

イ 期間

(ア) 持参の場合

この公告の日から令和5年3月22日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(イ) 郵送の場合

書留郵便で令和5年3月22日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和5年3月24日午前11時

イ 場所 北九州市小倉北区大手町3番9号

北九州市消防局庁舎2階 災害対策本部室

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

エ その他入札の条件に違反した入札

(4) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市消防局救急部救急課

〒803-8509 北九州市小倉北区大手町3番9号

電話 093-582-3820

福岡北九州高速道路公社公告第2号

北九州高速道路に係る料金及び料金の徴収期間を次のとおり変更するので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の規定に基づき公告する。

令和5年3月7日

福岡北九州高速道路公社
理事長 喜安和秀

1 「3 割引をする自動車及び割引率（5）ア」を次のように改める。

ア 割引をする自動車

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）若しくは当該事務所を設置していない町村又は福岡北九州高速道路公社及び他の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口において、以下の①又は②の要件を満たすものとして、福岡北九州高速道路公社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

- ① 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、福岡北九州高速道路公社が別に定めるもの。
- ② 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日発児第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき福岡北九州高速道路公社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、福岡北九州高速道路公社が別に定めるもの。

なお、上記自動車はE T Cシステムを使用して無線通信により料金所を通行し、料金の額の納付を行おうとする場合は、福岡北九州高速道路公社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、E T Cカードと車載器をともに使用する場合に限る。

また、上記①又は②の要件を満たす自動車以外の自動車であっても、福岡北九州高速道路公社が別に定めるものについては、福岡北九州高速道路公社が別に定めるところにより本割引を適用するものとする。ただし、当該自動車がE T Cシステムを使用して無線通信により料金所を通行し、料金の額の納付を行おうとする場合は、福岡北九州高速道路公社が別に定める方法により通行する場合に限る

。

2 「6 実施期日」を次のように改める。

6 実施期日

この料金及び料金の徴収期間に係る申請事項は、令和5年3月27日から実施するものとし、それまでの間は従前のおりとする。